

# 公益財団法人 神奈川県公園協会ホームページ広告掲載要領

## (目的)

第1条 この要領は、公益財団法人神奈川県公園協会（以下、「協会」という。）が管理するホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 協会ホームページ 協会が管理するホームページをいう。
- (2) リンク広告 ホームページ内の WEB ページに広告画像（ウェブバナー）やテキスト等を表示させ、広告主の指定する WEB ページにリンクするものをいう。

## (広告の種類)

第3条 協会ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）は、リンク広告とする。

## (掲載の基準)

第4条 リンク広告及びそのリンク先のホームページの内容は、公共性及び信頼性などを損なうおそれがないものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しないものとする。

- (1) 内容が次のいずれかに該当する広告
  - ア 人権侵害、名誉毀損、各種差別的な内容のもの
  - イ 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの
  - ウ 誇大又は虚偽のおそれがあるもの
  - エ 第三者の肖像、商標、著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれがあるもの
  - オ 責任の所在が明らかでないと判断されるもの
  - カ 内容及びその目的が不明確なもの
  - キ 閲覧者が協会に関する内容と錯誤するおそれがあるもの
  - ク 利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
  - ケ たばこを宣伝するものや喫煙を推奨するもの
  - コ 債権の取立て、示談引受けなどをうたったもの
  - サ 社員等を募集するもの
  - シ 広告表現や配色等で閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認められる場合
  - ス その他、掲載ページの内容等から見て適切でないと協会が認めるもの
- (2) 業種・業者が次のいずれかに該当する広告
  - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号）で風俗営業と規定される業種及び類似した業種
  - イ 消費者金融（貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する「貸金業」）
  - ウ ギャンブルにかかわる業種

- エ 社会問題を起こしている業種や業者
- オ 法律に定めない医療類似行為を行う事業者
- カ 占い、運勢判断に関するもの
- キ 興信所、探偵事務所等

(3) ホームページ特有の制限事項

- ア リンク広告のリンク先から、協会のリンク元にブラウザの「戻る」ボタンで戻れないような細工が施されているもの
- イ リンク広告のリンク先から、前2号に掲げる事項に該当するサイトにリンクされているもの
- ウ ウィルス感染及び不正アクセスを防止するための措置が不十分なもの
- エ 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

(広告の規格)

第5条 広告の企画は、掲載するホームページのデザインに合わせて別に定める。

第6条 広告を掲載するWEBページ、広告の位置及び枠数は別に定める

(広告の掲載期間及び広告掲載料金)

第7条 広告掲載期間及び掲載料金は、掲載するホームページのアクセス数に応じて別に定める。

(広告掲載希望の募集)

第8条 広告掲載希望者の募集は、公募により行うものとする。

2 前項の公募は、原則として協会ホームページにより行うものとする。

3 募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

4 協会は、公募を行うに当たって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 協会ホームページへの広告掲載希望者は、公益財団法人神奈川県公園協会ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)により、郵送、FAX又は電子メールで、協会が指定する期間に申し込むこととする。

(広告掲載の決定)

第10条 協会は第4条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 協会は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について公益財団法人神奈川県公園協会ホームページ広告掲載可否決定通知書(様式第2号)により広告掲載希望者に通知する。

3 協会は、広告掲載希望者が、第6条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお、同順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先することができる。

- (1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 公的性格のある私企業で、県内に事業所等を有するもの
- (3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業等で県内に事業所等を有するもの
- (4) その他私企業等又は自営業

4 前項の規定によっても、広報掲載希望者が第6条に規定する枠数を超えているときは、抽選によって決定する。

#### (広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、広告掲載料を協会の指定する期間までに、一括前納するものとする。ただし、協会が特別な理由がありと認めたときは、この限りではない。

#### (広告原稿の作成及び提出)

第12条 ウェブバナーによる広告を掲載する際は、広告主は、広告原稿(画像データ)を協会が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿(画像データ)は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

#### (広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第13条 広告の内容及びデザイン等については、協会及び協会ホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主と協会が必ず協議することとする。

2 デザイン等広告表現に関する基準は、第4条に規定するもののほか、掲載するホームページごとに協会が別に定める。

#### (広告内容等の変更要求)

第14条 理事長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページの内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広報主に対して広告の内容等の変更をもとめることができる。

#### (広告掲載の取り消し)

第15条 協会は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更の求めに広告主が応じないとき。
- (4) 広告主、バナー広告の内容又はリンク先WEBページの内容が各種法令等に違反し、若しくはその恐れがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。

(5) その他、協会ホームページへの広告掲載が適切でないと協会が判断したとき。

(リンク先の変更)

第16条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、変更の1週間前までに連絡するものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第17条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げる事ができるものとする。

2 前項の規定により広告を取り下げるときは、広告主は書面により協会に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第18条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告料は、納付済額のうち掲載決定期間の残りの月数に応じた額とする。ただし、月の途中で掲載されなくなった場合の当該月については、暦日数による日割り計算により円未満を切り捨てた額を返還するものとする。

3 前2項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第19条 広告掲載期間内に協会の都合で協会ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数は1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、協会が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

第20条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、理事長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという申請がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(裁判管轄)

第21条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、神奈川県を所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(その他)

第 22 条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に理事長及び掲載するホームページ管理責任者が定める。

附則

この要領は平成 22 年 9 月 13 日から施行する。

附則

この要領は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。